

No.	日付 発信者	内容等	備考
1	平成26年 4月11日 沖縄防衛局	以下の6件について申請書等が提出された。 ①名護市漁港管理条例に基づく甲種漁港施設占用等許可申請1件、②③名護市法定外公共物管理条例に基づく法定外公共物占用等協議2件、④漁港漁場整備法に基づく漁港区域内における行為についての協議1件、⑤県知事に行う岩礁破碎等許可申請に添付する意見照会1件、⑥埋蔵文化財の有無に関する照会1件 5月12日までに回答がない場合 ①許可が得られなかったものとして、②③④協議は整わなかったものとして、⑤意見がなかったものとして、⑥文化財調査に関する御協力が頂けないものとして 処理させていただきますとの記述	
2	4月22日 名護市	申請及び協議について、回答期限及び期限内に回答がない場合の処理について、その趣旨及び法的根拠を明らかにするよう照会 岩礁破碎意見照会及び埋蔵文化財有無照会について、追加資料を要求	
3	4月28日 沖縄防衛局	名護市からの照会に対し、回答期限及び期限内に回答がない場合の処理について法的に定められたものはないとの回答 岩礁破碎意見照会及び埋蔵文化財有無照会に関しては追加の資料送付があった。	
4	5月7日 名護市	申請及び協議について、記載事項に大きな不備があるので当初の申請等を取り下げた上で再提出を求める通知 岩礁破碎意見照会について、資料が揃った段階で改めて意見照会をするよう依頼 沖縄県に対しても沖縄防衛局を指導するよう依頼する文書を送付	形式上の要件に適合しないと判断し、行政手続上、相当の補正期間として5月22日までの再提出を求めた。
5	5月9日 沖縄防衛局	申請及び協議について、法令に従い適正に提出したものであるから取下げはせず、市からの回答を求める旨の回答文 岩礁破碎意見照会について、市が求めた資料の添付はせず、当初のとおり市からの意見書を求める旨の回答	指摘した不備は、申請書等の再提出、補正はなく、同回答文に追記されていた。
6	5月9日 名護市	申請及び協議について、5月9日付け回答は、申請書等の形式を満たしていない旨、及び引き続き申請書等の不備を補正するよう通知 岩礁破碎意見照会について、後日意見書を提出する旨を通知	

No.	日付 発信者	内容等	備考
7	5月12日 名護市	埋蔵文化財有無照会について、名護市教育委員会から回答 周知の遺跡7箇所の適正な保存、分布調査のない地域についての教育委員会との調整、海域に係る文化財の照会、天然記念物の適正な保護措置を求める。	
8	5月21日 沖縄防衛局	申請及び協議について、「対応をとりまとめた時点で、然るべく、御連絡をさしあげます。」との文書	
9	5月23日 沖縄防衛局	岩礁破碎意見照会について、5月30日までの提出を求める文書	市が求めた資料の添付なし。
10	5月30日 名護市	岩礁破碎意見照会について、これまでどおり、追加の資料を添えて改めて意見照会するよう回答	
11	6月6日 沖縄防衛局	申請及び協議について、「市の意向に沿った様式に整え」改めて協議書等を提出する旨の文書及び添付書類 岩礁破碎意見照会について、「市の意向に沿った様式に整え」改めて意見照会を提出を求める旨の文書及び添付書類	申請書等ではなく添付書類として提出。 形式不備と判断 市が求めた資料の添付あり。
12	6月26日 名護市	岩礁破碎について、次の理由により反対する旨の意見書を提出 ①沖縄県知事の埋立承認について、公有水面埋立法上の基準に適合している根拠が明確に示されていないこと。 ②漁港の利用上重大な支障が生じるおそれがあるにもかかわらず、漁港管理者と調整がなされておらず、また、沖縄県知事が承認の際に漁港漁場整備法第39条第8項の規定による同意を漁港管理者から得ていないこと。 ③辺野古川河口部が狭くなる等、影響が及ぶおそれがあるにもかかわらず、河川管理者との調整がなされていないこと。 ④漁業従事者の操業のみならず航行にも支障が生じることに加え、近隣における海洋レジャー等、本市の産業に重大な影響を及ぼすと思料されること。 ⑤当該岩礁破碎等予定海域における文化財の調査が実施されていないこと。	
13	8月11日 沖縄防衛局	埋蔵文化財の発掘を沖縄県あてに通知する文書（文化財保護法第94条第1項）の進達依頼を市に提出	以下15・16に関連
14	9月3日 沖縄防衛局	法定外公共物占用等協議書（沖防第1484号・美謝川の切替え及び辺野古ダムでのベルトコンベア設置に係るもの）を取り下げる旨を通知	同日、県に対し埋立事業に係る設計概要変更承認書が提出された。以下4点 ・仮設道路 ・中仕切護岸 ・美謝川の切替え ・ベルトコンベア

No.	日付 発信者	内容等	備考
15	9月5日 市教委 (県宛て)	上記13の埋蔵文化財発掘の依頼について、現状保存が望ましい旨の市意見を付け県に文書を進達した。	9月24日 県が 沖縄防衛局、市の双方から経緯を聞き取り
16	10月17日 県教育庁 (市教委宛て)	埋蔵文化財5件の取り扱いを名護市教育委員会と再度協議するよう防衛局への勧告を盛り込んだ文書を送付	
17	10月30日 名護市	上記11、6月6日付けで提出された書類は形式要件を満たしていないので、協議書等として提出する場合は不備を補正して11月7日までに再提出するよう通知	
18	11月6日 沖縄防衛局	上記16の通知に対し、申請書等を再提出する旨、また、補正が必要な内容について教示を求める旨の文書が送付された。	これまでも口頭による不備の指摘を行ってきた。
19	11月27日 沖縄防衛局 (県宛て)	9月3日付けで県に提出した設計概要変更承認書のうち、美謝川の切り替えに係る部分が取り下げられた。	
20	平成29年 8月24日 沖縄防衛局	漁港漁場整備法に基づく漁港区域内における行為についての協議書が提出された。	上記11に関連
21	9月4日 名護市	8月24日付けで提出された協議書について、協議の取扱い、協議の理由、行為の内容、関係資料の添付を求めることについて照会	
22	9月14日 沖縄防衛局	照会事項に対する文書 本件協議が「上記11で提出した協議を取り下げた上で改めて協議を行うものとする」旨、回答	
23	9月19日 名護市	協議書について、協議をしようとする理由、協議をしようとする行為の内容について再照会	
24	9月27日 沖縄防衛局	再照会事項に対する文書	
25	9月28日 沖縄防衛局	再照会事項に係る添付資料を提出	
26	9月29日 名護市	上記20の協議申請に対し、条件及び要望を付した上で異存なしとしつつ、貴局の調査結果からも大浦湾が世界でも類を見ない独自の生態系を維持している状況は明らかであり、普天間代替施設建設事業を断念するよう強く求める旨、回答	